



こども

※年齢は年度末(3月31日)の時点の年齢です

妊娠、出産、育児

妊娠届

問合先 健康づくり課 ☎ 5744-1661

妊娠したら届出をしてください。「母子健康手帳」と、妊娠健康診査受診票等の入った「母と子の保健バッグ」をお渡しします。

▽届出先 各地域健康課(→26P)

健康づくり課(本庁舎6階)

各特別出張所(→27~29P)

うぐいすネット・母子健康手帳受付窓口(本庁舎1階)

妊娠健康診査

問合先 健康づくり課 ☎ 5744-1661

都内契約医療機関で受診をする際、受診票を利用すると、健診費用の一部又は全部が助成されます。受診票は妊娠届時にお渡しします。

妊娠面接(出産・育児支援事業)

問合先 各地域健康課(→26P)

妊娠届を提出した妊婦の方が対象となります。

妊娠中の様々な不安を軽減し、安心して出産を迎えていただくために、助産師・保健師が面接を実施し、面接終了者には大田区子育て応援券(こども商品券)を差し上げます。

※「出産応援ギフト」については、後日案内を郵送します。

大田区子育て応援メール

問合先 健康づくり課 ☎ 5744-1661

妊娠の方から満18歳までのお子さんがいるご家族の方が安心して出産・子育てが出来るように、おなかの赤ちゃんやお子さんの成長の様子、健康・食事などのアドバイス、子育てサービス等についてタイムリーに情報を届けします。

両親学級、母親学級、育児学級

問合先 各地域健康課(→26P)

妊娠、出産、育児について学びます。詳細は区ホームページ、区報などでお知らせします。

すこやか赤ちゃん訪問

問合先 各地域健康課(→26P)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問します。保健師又は助産師が、子育てに関する相談支援や情報提供を行います。

※「子育て応援ギフト」については、後日案内を郵送します。

里帰り等妊娠健康診査費用助成

問合先 健康づくり課 ☎ 5744-1661

里帰り先など受診票の使えない医療機関(国内)で妊娠健康診査、新生児聴覚検査を受診した場合、申請により健診費用の一部又は全部を助成します。

妊娠歯科健康診査

問合先 健康づくり課 ☎ 5744-1661

区内契約医療機関で受診できます。受診票は妊娠届時にお渡しします。

妊娠婦のための医療費助成

問合先 各地域健康課(→26P)

妊娠高血圧症候群等で入院治療の必要がある妊娠婦の方を対象に医療費の助成をします(一定の要件があります。くわしくは、お問い合わせください)。

入院助産施設

問合先 各生活福祉課(→25P)

入院して分娩する費用の支払いが困難な妊娠婦は、指定の助産施設を紹介します(所得制限があります)。対象などはお問い合わせください。

出生届、出生通知書

●出生届

問合先 戸籍住民課 ☎ 5744-1183

各特別出張所(→27~29P)

赤ちゃんが生まれたら、医師の証明をもらい、生まれた日を含めて14日以内に戸籍住民窓口(本庁舎1階)または特別出張所に出生の届出をしてください。(詳細については47ページを参照してください)。

●出生通知書(すこやか赤ちゃん訪問依頼書)

問合先 各地域健康課(→ 26P)

妊娠届時にお渡しします。出産後に必要事項を記入の上、速やかに投函してください。

新生児聴覚検査

問合先 健康づくり課 ☎ 5744-1661

新生児聴覚検査は、生まれてすぐ赤ちゃんが眠っている間に、聴覚障害の疑いがないかを調べる検査です。検査の費用の一部又は全部を助成します。受診票は、妊娠届時にお渡しします。

保健、健診

乳幼児の健康診査

問合先 各地域健康課(→ 26P)

健康診査の種類	会場	対象、受診方法など
4か月児健診	各地域健康課	対象者に案内送付。内容などは区報、ホームページで案内
6~7か月児健診	都内契約医療機関	4か月児健診の案内に受診票を同封して送付
9~10か月児健診		
1歳6か月児健診	各地域健康課	対象者に案内送付。内容などは区報、ホームページで案内 歯科健診も同時に実施
3歳児健診		3歳未満のお子さん。予約制。障がいのあるお子さんは就学前まで
乳幼児歯科相談		
幼児歯科健診、フッ化物塗布	指定歯科医療機関	2歳~3歳未満で1回、3歳~就学前に3回。1歳6か月児・3歳児健診の案内に受診券を同封して送付

定期予防接種

問合先 感染症対策課、各地域健康課(→ 26P)

対象	種類	実施場所	予診票の配布
乳幼児	Hib(ヒブ)	区内予防接種実施医療機関	生後2か月に至る前までに、感染症対策課から送付
	小児肺炎球菌		
	B型肝炎		
	ロタウイルス		
	DPT-IPV(ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオの四種混合)		
	BCG		
	MR(麻しん、風しんの二種混合)※1		
	水痘		
	日本脳炎Ⅰ期		
小学生	日本脳炎Ⅱ期		小学3年生時に個別送付
	DT(ジフテリア、破傷風の二種混合)		小学5年生時に個別送付
中学生	ヒトパピローマウイルス(子宮頸がん予防ワクチン)		小学6年生時に個別送付

転入された場合の手続き及び日本脳炎の特例の対象者については、お問い合わせください。

※1 MR2期は、対象年齢時に送付。平成30年2月28日以前に生まれた方には、MR2期の予診票も同封しています。



はじめる
まち

子育て、子どもに関する支援

子ども家庭支援センター

①子どもと家庭に関する総合相談

- 0~18歳未満の子どもとその家族の抱える問題について、あらゆる相談(電話・来所)に相談員が応じます。育児全般、学校・友達・生活習慣のことなど、子どもからの相談も受付ます(匿名で相談可)。来所相談は事前に連絡ください。
- 児童虐待防止に関する相談や通告も受付ます(キッズな大森)。

②子育てひろば

大田区にお住まいの0~3歳のお子さんと保護者の方が親子でゆったり過ごしながら子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所です。

③ファミリー・サポートおおた

育児のお手伝いをしてほしい方(利用会員)と、育児のお手伝いをしたい方(提供会員)が登録し、会員同士の助け合いのもとで行われる子育て援助活動です。(有料)

④一時保育室

キッズな大森内「キッズなルーム大森」キッズな六郷内「キッズなルーム六郷」では一時預かり事業と定期利用保育を実施しています。(有料)

⑤子育て応援コーナー(キッズな大森)

子育てを応援するための情報展示コーナーです。子育てサロンなどの事業も実施しています。
(月~金曜午前10時~午後5時)

施設名所在地	事業の内容など			
	①子どもと家庭に関する総合相談	②子育てひろば	③ファミリー・サポートおおた	④一時保育室
キッズな大森 大森北4-16-5	月~金曜 午前9時~午後6時 土曜 午前9時30分~ 午後6時 ☎ 5753-7830	月~金曜 午前10時~午後5時 ☎ 5753-7830	月~土曜 午前9時~午後6時 ☎ 5753-1152 (事務局)	一時預かり事業 月~土曜 午前9時~午後6時 定期利用保育 月~土曜 午前8時30分~ 午後6時 ☎ 5753-0805
キッズな洗足池 上池台2-35-18	月~土曜 午前10時~午後6時 ☎ 5754-7830	月~金曜 午前10時~午後5時 ☎ 5754-7830	月~土曜 午前10時~午後6時	—
キッズな蒲田 西蒲田7-49-2 社会福祉センター2階	月~土曜 午前10時~午後6時 ☎ 5714-1152	月~金曜 午前10時~午後5時 ☎ 5714-1152	月~土曜 午前10時~午後6時	—
キッズな六郷 仲六郷2-44-11 六郷地域力推進 センター3階	月~土曜 午前10時~午後6時 ☎ 6715-7830	月~土曜 午前10時~午後5時 事業のため第三土曜の通常利用は午後2時まで その他土曜も通常利用できない場合があります	月~土曜 午前10時~午後6時	一時預かり事業 月~土曜 午前9時~午後6時 定期利用保育事業 月~土曜 午前8時30分~ 午後6時 ☎ 3733-1152

「キッズな」は子ども家庭支援センターの愛称です。

認可保育園

問合先

入園相談 保育サービス課

☎ 5744-1617

入園申し込み、保育料 保育サービス課

☎ 5744-1280

区立保育園の運営 保育サービス課

☎ 5744-1279

私立保育園の運営 保育サービス課

☎ 5744-1727

区内には、区立、私立合わせて192の保育園があります。一部の施設では、子育てひろばを運営しています。各保育園の連絡先などは138・139ページ、142～145ページ及び147ページのダイヤルガイドをご覧ください。

小規模保育所

問合先 保育サービス課 ☎ 5744-1727

小規模保育所は、子ども・子育て支援法に基づき地域型保育事業として区が認可した定員19名までの保育所です。

対象年齢は、1、2歳児で、入所要件及び保育利用料は認可保育所と同じですが、区が申し込みを受け付け、利用調整の上、各施設にあっせんします。

保護者と施設(事業者)との直接契約となります。

各保育所の連絡先などは、145・146ページのダイヤルガイドをご覧ください。

事業所内保育所

問合先 保育サービス課 ☎ 5744-1727

事業所内保育所は、子ども・子育て支援法に基づき地域型保育事業として区が認可した保育所です。事業所の従業員の子どものほか、利用定員の一定の枠内で、地域の子どもが利用できます。

地域枠の対象年齢は、0、1、2歳児で、入所要件及び保育利用料は認可保育所と同じですが、区が申し込みを受け付け、利用調整の上、各施設にあっせんします。

保護者と施設(事業者)との直接契約となります。

各保育所の連絡先などは、146ページのダイヤルガイドをご覧ください。

家庭福祉員(保育ママ)

問合先 保育サービス課 ☎ 5744-1643

就労または求職、出産のため、お子さん(生後43日から2歳未満まで)の昼間の保育が困難な場合、保育ママが自宅やグループ保育室で保育する制度です。有料です。

認証保育所

問合先 保育サービス課 ☎ 5744-1727

認証保育所は、低年齢児保育や13時間開所など大都市特有の保育ニーズに応えるため、東京都が独自の基準を設けて認証した保育施設です。この制度の委託関係は受託者(設置者)と委託者(保護者)との契約に基づくものです。また、保育料は各認証保育所により異なります。入園の希望などについては145ページの各施設へ直接お問い合わせください。

定期利用保育事業

問合先 保育サービス課 ☎ 5744-1727

定期利用保育とは、保護者の多様化する就労形態やライフスタイルに対応するために、利用者が預けたい曜日や時間を柔軟に決めることのできる保育サービスです。

利用は1日8時間まで、月160時間を目安とし、複数月間の保育契約を要件とします。

保育料、保育時間、受託年齢などについては146ページの各施設にお問い合わせください。

一時預かり事業

理由を問わずお子さんを時間制で保育する制度です。対象は、5か月～未就学児(一部の施設は1歳～未就学児)です。保育料、保育時間、受託年齢などについては、146ページの各施設にお問い合わせください。

緊急一時保育

問合先 保育サービス課 ☎ 5744-1617

保護者の出産や病気、同居している家族の看護などの理由により昼間保育する人がいないため、緊急に保育が必要なお子さんを、区立保育園で一時的にお預かりします。(有料)

大田区に住民登録のある方が対象です。私立保育園での利用については、各施設にお問い合わせください。

病児・病後児保育

問合先 保育サービス課 ☎ 5744-1277

保護者の勤務などの都合により、お子様が病気で保育園等に通えない場合、施設でお預かりします。有料(生活保護世帯、住民税非課税世帯及び里親世帯は無料)です。大田区内の保育所等に通所しているか、大田区外の保育所等に通所しているが大田区に住民登録のある方が対象です。なお、症状などにより、お預かりできない場合があります。



こども

子育てひろば(保育園併設)

問合先 保育サービス課 ☎ 5744-1617

大田区にお住まいの0～3歳のお子さんと保護者の方が親子でゆったり過ごしながら子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所です。各施設の連絡先などは、147ページのダイヤルガイドをご覧ください。

休日保育

保護者が就労により休日に家庭で保育できない場合、児童をお預かりします。対象は区内の認可保育所、小規模保育所、事業所内保育所(地域枠)に通園する満1歳以上の離乳食が終了している児童です。3か月ごとの輪番制で2園ずつ実施しています。

実施保育園	所在地	電話番号
山王	山王3-32-12	3776-4154
中央八丁目	中央8-28-12	3752-3651
雪谷	東雪谷3-6-1	3726-1583
浜竹	西糀谷3-34-18	3741-5300
萩中	萩中1-2-1	3734-1805
東蒲田	東蒲田2-32-15	3731-4115
西蒲田	西蒲田3-13-12	3751-3372
新蒲田	新蒲田1-18-16	3734-1020

学童保育

問合先 子育て支援課 ☎ 5744-1273

保護者が仕事などで放課後にお子さんの面倒を見ることができない場合、児童館(一部除く)、おおたっ子ひろば、子どもの家、フレンドリー、放課後ひろばなどにある学童保育施設でお預かりします。有料です。対象など詳細は、お問い合わせください。なお、住所などは137～138ページダイヤルガイドをご覧ください。

ショートステイ、トワイライト ステイ、休日デイサービス

問合先 ひまわり苑 ☎ 5737-1070

コスモス苑 ☎ 3751-3378

保護者の傷病、育児不安、出産、看護、介護、冠婚葬祭、出張などで、一時的にお子さんの面倒が見られないとき、児童福祉施設でお預かりするサービスです。対象は、区内在住の2～15歳(中学生まで)のお子さんです。有料です。

△受入施設 ひまわり苑・コスモス苑

サービスの内容	時間
ショートステイ (宿泊型の一時保育)	24時間 (受入は午前8時～午後8時)
トワイライトステイ (夜間一時保育)	午後5時～午後10時
休日デイサービス (休日一時保育)	午前8時～午後5時

児童館

問合先 子育て支援課 ☎ 5744-1273

乳幼児親子や小中学生の遊びとふれあい、仲間づくりの場です。また、地域の身近な相談窓口として、子育てに関する相談に応じています。休館日は日曜、祝日(子どもの日を除く)、12月29日～1月3日です。

産後家事・育児援助事業

問合先 子ども家庭支援センター ☎ 6410-8551

●ぴよぴよサポート

0～2歳の乳幼児を育児中のご家庭に、ヘルパー等を派遣するサービスです。詳細はホームページをご覧ください。



●にこにこサポート

出産後6か月までの産婦さんのご自宅に、支援員(ドゥーラ)を派遣するサービスです。詳細はホームページをご覧ください。



ひとり親家庭支援

問合先 各生活福祉課(→25P)

各制度の対象など詳細はお問い合わせください。

制度	内容
母子家庭及び父子家庭 自立支援給付金	ひとり親家庭の母又は父が、 ①職業能力開発のために対象講座を受講した場合 ②国家資格取得のために修業する場合 ③高卒認定試験のために対象講座を受講した場合に給付金を支給(事前申請、所得制限あり)。
東京都母子及び父子福祉資金	都内に6ヶ月以上※お住まいの母子家庭の母又は父子家庭の父等で、20歳未満のお子さんを扶養している方への貸付金です。修学、就学支度、就職、転宅等、目的により12種類の資金に分かれており、必要な額を各資金の限度額内でお貸しいたします。 ※修学・就学支度資金は、申請時点で都内にお住まいの方も対象になります。また、転宅資金のご相談・ご申請は新居住地の各窓口です。
ホームヘルパーの派遣	小学校6年生以下の子さんがおり、児童育成手当を受給しているかそれに準ずる所得のひとり親家庭で、家族の傷病等で一時的に家事や育児の支援が必要な場合にヘルパーを派遣。所得等により費用の一部負担あり。
母子生活支援施設	児童の養育が十分にできない場合に入所できる、自立促進のための生活支援施設。所得に応じた費用負担あり。
ひとり親家庭等医療費助成 問合先) 子育て支援課 ☎ 5744-1274	申請により、認定された方には「親医療証」を交付します。都内の医療機関等の窓口で健康保険証と医療証を提示することにより、高齢者の医療の確保に関する法律に準じた一部負担金相当額を支払うだけで受診できます。
住宅確保支援事業 問合先) 住宅相談窓口 (建築調整課住宅担当内) ☎ 5744-1343	区内に1年以上居住し、転居となる区内の民間賃貸住宅を探している世帯に対して、住宅探しを支援します。 ①協力不動産店リストの提供 ②賃貸借契約時に保証人を確保できない方に保証会社の紹介及び加入費の一部助成 ③保証会社利用時の緊急連絡先代行サービスの紹介及び利用料の一部助成 (②～③は支給要件あり)
転居一時金助成 問合先) 住宅相談窓口 (建築調整課住宅担当内) ☎ 5744-1343	現に児童扶養手当を受給している世帯で区内の民間賃貸住宅に3年以上居住し、取壊し等のために転居を余儀なくされた世帯に対して、区内に転居する場合、転居に伴う賃貸借契約時に要した費用(礼金・権利金・仲介手数料)の一部を助成します(事前申請、所得制限あり)。ただし、家主などが転居のための費用を負担する場合を除きます。

里親、養育家庭

問合先 東京都品川児童相談所 ☎ 3474-5442

さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度です。養子縁組をする里親と、養子縁組をせず、期間を定めて児童を養育する養育家庭があります。



いじめ
も

医療費助成、手当

未熟児のための養育医療

問合先 各地域健康課(→26P)

身体の発達が未熟のまま生まれ、規定の症状を有し、入院養育を必要とする場合は、健康保険自己負担分を助成します。ただし、保護者の所得に応じ、一部負担があります。

子どもの疾病に対する医療費助成

問合先 各地域健康課(→26P)

助成の種類	対象(18歳未満の方)
小児慢性特定疾病	悪性新生物、慢性腎疾患、慢性心疾患、糖尿病等で国の定める特定の疾患有かっている方(更新は20歳未満まで対象となる場合あり)
療育給付	骨関節結核、その他の結核にかかっていて、指定療育機関が入院を必要と認めた方
自立支援医療 (育成医療)	肢体、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、心臓、腎臓、小腸、肝臓、その他の内臓、免疫機能に障がいがあり、指定自立支援医療機関において、手術などにより治療後に機能回復が見込まれる方
小児精神病	精神疾患により、精神科病床に入院した方

児童医療費助成

問合先 子育て支援課 ☎ 5744-1275

保護者の申請により医療証を交付します。都内の医療機関等の窓口で健康保険証と医療証を提示すると、保険診療の自己負担分を支払わずに受診できます。

種類	①医療証	②医療証	③医療証
対象	0歳から小学校入学前(6歳になった日以降、最初の3月31日まで)の乳幼児	6歳になった最初の4月1日から中学校修了前(15歳になった日以降、最初の3月31日まで)の児童	15歳になった日以降最初の4月1日から18歳になった日以降、最初の3月31日までの児童
医療証の資格取得日	出生、転入から6か月以内に申請→出生日・転入日からの医療費を助成 出生、転入から6か月を過ぎて申請→申請した月の初日からの医療費を助成		
助成の範囲	健康保険が適用される医療費の自己負担分と入院時の食事療養費標準負担額		

児童に関する手当

手当を受給するためには、申請が必要です。支給開始月は、原則として申請した月の翌月分からです。要件や支給額など、詳細はお問い合わせください。

種類	対象	問合先
児童手当	中学校修了前(15歳になった日以降、最初の3月31日まで)の児童 ※異動日(出生日または受給資格者の前住所地の転出予定日)の翌日から15日以内の申請であれば、異動日の翌月分から支給。	子育て支援課 こども医療係 ☎ 5744-1275
児童育成手当	父または母がいない家庭(重度障がいの父または母を有する家庭を含む)	子育て支援課 児童育成係 ☎ 5744-1274
	心身障がい児のいる家庭	
児童扶養手当	父または母がいない家庭(重度障がいの父または母を有する家庭を含む)	
特別児童扶養手当	心身障がい児のいる家庭	
障害児福祉手当	89ページをご覧ください。	

教育

幼稚園

区立幼稚園は、平成21年3月末をもって廃園しました。

●私立幼稚園

ダイヤルガイド147ページをご覧ください。

●私立幼稚園通園者への補助制度

問合先 教育総務課私学行政担当 ☎ 5744-1619

幼児教育無償化により、補助制度が大幅に変更になりました。手続きなどは、園を通じてお知らせします。

△補助制度の種類

- ・入園料補助金(園児一人一回限り)
- ・子育てのための施設等利用給付(国の無償化給付)
- ・保護者負担軽減補助金(住民税額により金額が異なる)
なお、子育てのための施設等利用給付の第2号認定を受け、私立幼稚園等の預かり保育を利用した場合は、利用料に応じ補助金が支給されます。

※子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園(区内12園)は、保育料が0円となります。

小中学校への入学

●就学時健康診断

問合先 学務課保健給食係 ☎ 5744-1431

小学校に入学する前年の10月中旬に「就学時健康診断通知書」をお送りします。

●就学通知

問合先 学務課学事係 ☎ 5744-1429

小中学校に入学する前年の12月中旬に「就学通知書」をお送りします。

●外国籍の方

問合先 学務課学事係 ☎ 5744-1429

小中学校の入学について、10月上旬に「就学案内」をお送りします。

義務教育相当年齢のお子さんが区立小中学校に入学・転入学を希望する場合は、お子さんの在留カードまたは特別永住者証明書とパスポートを持参して学務課学事係で手続きをしてください。

就学援助

問合先 学務課学事係

☎ 5744-1429

または各学校

区内在住で、小中学校に通うお子さんの保護者に、学用品費など学校でかかる費用の一部を支給します(所得制限あり)。

心身に障がいのある子どもの就学、教育費補助

●就学

問合先 教育センター教育相談室(就学相談)

☎ 5748-1202

知的障がい、発達障がい、言語障がい、肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がいのある子どものために、障がいの程度や発達の状況に応じた就学相談を実施しています。

●教育費補助制度(就学奨励費)

問合先 学務課学事係

☎ 5744-1429

または各学校

区内在住で、小中学校の特別支援学級等に通うお子さんの保護者に、学校でかかる費用の一部を支給します。

館山さざなみ学校

問合先 学務課学校運営係 ☎ 5744-1427

肥満、ぜん息、偏食、病虚弱などのお子さんが区内の学校と同じ学習をしながら、健康状態に応じた指導により、体力の増進を図ります。千葉県館山市にあり、対象は小学3~6年生で、全寮制です。

その他

●夜間学級(糸谷中学校夜間学級)

問合先 糸谷中学校夜間学級

☎ 3741-4340

●通信教育(中学校)

問合先 千代田区立神田一橋中学校通信教育課程

☎ 3265-5961

●中学校卒業程度認定試験

問合先 文部科学省生涯学習推進課

☎ 5253-4111(代)

●定期制高校

問合先 東京都教育相談センター

☎ 3360-4175

●高等学校卒業程度認定試験

問合先 文部科学省生涯学習推進課

☎ 5253-4111(代)



こども

貸付、給付

大田区奨学金制度

問合先 福祉管理課援護係 ☎ 5744-1245

●大田区貸付型奨学金

大学等に進学予定または在学中で、経済的な理由で就学が困難な方に対して、選考のうえ就学資金をお貸しします。

貸付終了後、区内福祉関連施設で3年間勤務するなど一定の要件を満たした方を対象に区奨学金の返還金を最大半額(上限額105万6,000円)減免する制度があります。

●大田区給付型奨学金

○高校等進学準備給付型奨学金

区内にお住まいで、住民税非課税の保護者などから扶養されており、高校等へ進学を予定している生徒を対象に、選考のうえ入学準備金として8万円を給付します。

○大学等進学準備給付型奨学金

大学等に入学予定の方に対して、選考のうえ入学準備金として15万円を給付します。

※大田区貸付型奨学金と併せてお申込みいただけます。

●その他の類似制度

奨学金の種類	問合先	
東京都育英資金	公益財団法人東京都私学財団育英資金担当	☎ 5206-7929
日本学生支援機構奨学金	各学校の奨学金窓口担当に確認願います。	
東京都母子及び父子福祉資金	住所地を管轄する各生活福祉課(➡ 25P)	
教育支援資金	大田区社会福祉協議会	☎ 3736-2026
国の教育ローン	日本政策金融公庫大森支店国民生活事業	☎ 0570-026-894

●私立高等学校等就学支援制度

名称	問合先	
私立高等学校等授業料軽減助成金事業	東京都私学就学支援金センター 授業料軽減助成金担当	☎ 5206-7925
私立高等学校等入学支度金貸付制度	公益財団法人東京都私学財団 入学支度金担当	入学先の学校に 確認願います。

その他

●受験生チャレンジ支援貸付事業

(塾代や受験費用の貸付)

問合先 (福)大田区社会福祉協議会

☎ 3736-2026 Ⓛ 3736-2030

東京都内の中学3年生・高校3年生又はこれに準ずる方を対象に学習塾、各種受験対策講座、通信講座等の受講料、及び高校や大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯へ必要な資金の貸付を無利子で行っている事業です。



こども

若者

大田区若者サポートセンター フラットおおた

問合先 ☎ 6451-8433

様々な困難を抱える概ね15歳から39歳までの子ども・若者及びその家族を対象とした総合的な相談窓口です。不登校、ひきこもり、失業など、様々な悩みを相談できます。また、悩みがなくても気軽に立ち寄り、自由に過ごせる場所としても利用できます。

所在地 大田区山王2-3-7

大森まちづくり推進施設5階
(大森駅西口徒歩約1分)

開設日時 月～土(第3土曜・祝日を除く)

午前9時～午後8時

ホームページ <https://www.flatota.space/>



103